

全印総連 東京地連

綱領・規約および諸規定集

2020年7月18日改訂

全国印刷出版産業労働組合総連合会 東京地方連合会

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-36-2

T.M 畑中ビル 302

電話：03-3818-5126

FAX：03-3818-5127

生活を守る闘い

われわれは、全印刷出版産業労働者の強固なる団結によって低賃金と労働強化を打破し、労働条件の改善と平和にして豊かな文化生活をかちとるために闘う。

自由を守る闘い

われわれは、政治権力ならびに資本の支配と抑圧に抵抗し、日本の民主主義を守り、労働者の権利と自由の拡大のため闘う。

平和を守る闘い

われわれは、全世界の労働者とともに自由・平等・平和の理念に基づいて人類愛と信義の下に相提携し、世界の恒久平和の確立のために闘う。

第1章 総則

第1条 この会は全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会(略称 全印総連東京地連)といい事務所を東京都文京区本郷 2-36-2T.M 畑中ビル 302 に置く。

第2条 この会は東京都とその近隣の印刷出版関連産業の労働組合をもって組織する。

第2条の2 この規約で加盟組合とは、特別の定めある場合を除き、この会に加盟している労働組合及び分会をいう。

第3条 この会の加盟組合の組合員は、何人もいかなる場合でも人種や宗教・信条・性別・門地・身分などを理由に不利益な取扱いや組合員の資格を失うことはない。

第2章 目的と事業

第4条 この会は全印総連の下部組織として、全印総連中央委員会の統制の下に加盟組合相互の緊密な連携と共同行動を強め、綱領・運動方針・決議及び主張などの貫徹を図ることを目的とする。

第5条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業と活動をおこなう。

1. 全印総連よりの会務遂当についての通知指令の周知徹底。
2. 加盟組合間の共同方針を決定して遂行すること。
3. 加盟組合の争議や日常諸活動を援助指導すること。
4. 未組織労働者を組織することや、未加盟組合の加盟を促進する活動。
5. 本部と加盟組合、加盟組合相互間の連絡・情報・資料を交換すること。
6. 機関紙を発行、印刷物の配布、諸資料を作成すること。
7. 他の地連や、他産業の労働組合との連携・協力。
8. 労働者階級の前進強化を目的とする民主団体との連携協力。
9. 職安法第45条にもとづく労働者供給事業。
10. その他目的を達成するために必要な活動。

第3章 組織

第1節 総則

第6条 この会の組織は次の通りである。

1. 本部、2. 地区協議会

第2節 本部

第7条 1. 本部はこの会を代表して会務を運営する。

2. 本部は決議機関に各種議案を提出し、一般会務の経過を報告する義務をもち、会務運営について責任をおう。

第8条 本部は執行委員会(第37条～第41条)と書記局(第48条～第51条の2)を置く。

第3節 地区協議会と直属組織

第9条 1. 地区協議会(略称 地区協)と直属組織はこの会の下部組織である。地区協は北部、西部、中央に置く。

2. 地区協は原則として次の区割をもって組織する。北部＝板橋区・北区・荒川区・足立区・文京区・豊島区・練馬区・千代田区・台東区・埼玉県

西部＝新宿区・渋谷区・中野区・杉並区・世田谷区・三多摩

中央＝江東区・墨田区・江戸川区・葛飾区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区・千葉県・神奈川県 第

10条 地区協は本部と加盟組合の間であって、会務運営の円滑を期するため中央委員会の統制の下に次の事をおこなう。

1. 本部からの会務遂行についての通達・指令・運動方針の周知徹底。

2. 同地域内の加盟組合相互の連絡・統制と指導援助・共同行動。

3. 同地域内の未加盟組合との連絡・加盟促進、未組織労働者の組織化。

4. 地区的共同利益の維持改善。

5. その他会務運営に必要なこと。

第11条の1 地区協の運営規則は別に定める。

第4節 個人加盟組合員の組織

第11条の2 個人加盟組合員は、全印総連・全国印刷関連合同ユニオンに加盟する。ただし、2020年7月以前に、合同支部以外に個人加盟組合員の基礎組織として設けられた分会の組合員は除く。

第4章 加盟脱退と除名

第12条 1. この会に加盟しようとする組合は、所定の申込書に入会金と会費1月分以上を添えて本部に申込む。

2. 加盟の可否は執行委員会でおこない中央委員会に報告する。

3. 加盟申込み組合の権利義務取得は執行委員会が加盟承認した日とする。

第13条 1. この会を脱退しようとする組合はこの会への一切の債務を履行した後、脱退理由書を添えて本部に届け出る。

2. 脱退申出組合の権利義務は、中央委員会が承認した日から消滅する。

第14条 加盟組合並びにその組合員が次の各号の

一つに該当するおこないがあったときは、第15条の方法により除名、脱退勧告、権利停止、勧告などの懲罰することができる。

1. この会の綱領規約又は目的に著しく違反した行為

2. この会の名誉を著しく傷つけた行為

3. 正当な理由がないのに3か月以上会費を滞納したとき。

4. 第9章の争議期間中、本部指令に違反して、統制を乱し争議遂行に著しく不利益を与えた場合。

第15条 前条の懲罰決定は執行委員会で審議し、この申立によって中央委員会の直接無記名投票による3分の2以上の賛成を必要とする。但し中央委員会の決定した処置に異議のある加盟組合並びにその組合員は、次期大会に再審査を請求することができる。

第5章 権利と義務

第16条 加盟組合とその組合員は次の権利をもつ。

1. この規約にしたがって役員・中央委員・代議員を選挙し、又は選挙されて就任すること。

2. この会の運営について機関を通じて報告を聞き、意見を述べ、正規の手続きを経てこの会のすべての問題に参加し、均等の取扱いを受けること。

3. この会に要請して可能な限りの援助、指導を受けることができる。

4. 機関を通じてこの会の書類の一切を閲覧することができる。

第17条 加盟組合とその組合員は次の義務をおう。

1. この規約とこの会の機関決定に従って活動すること。但しこの会の目的を阻害しない限り自主性は尊重される。

2. 要求を出したり、単独で争議行為をおこなおうとしたりするとき、その他重要な決議をしたり又はしようとするときは、速やかにその詳細を本部に報告する。3. 会費を納入すること。

第6章 機関

第1節 総則

第18条 この会に次の機関を置く。

1. 大会

2. 中央委員会

第19条 1. 大会、中央委員会は夫々代議員・中央委員の3分の2、役員2分の1以上の出席があったとき成立する。

2. 議事は別に定める場合を除いて、議決権をもつ出席構成員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第20条の1 1. 大会と中央委員会の議決権者は1人につき1票の議決権をもち、出席不可能なる場合

は他の議決権者に委任することができる。

2. 委任は1人につき1名程度とし、委任状で確認する。

3. 委任者は出席したものと見なすが議決権をもたない。

第20条の2 1. 加盟組合が措置をとることを必要とする決定を大会、中央委員会、執行委員会がおこなった場合は、これをただちに加盟組合に通知する。

2. 加盟組合の意見で、ある特定の決定が実行できない場合は、15日以内にその理由を添えて執行委員会に報告しなければならない。この場合、執行委員会は、この組合および関連地区協と協力して、決定が実際上できるだけ完全に実施されるようなやり方を決める。

第2節 大会

第21条 大会はこの会の最高決定機関であって、代議員・中央委員と役員で構成し、毎年7月に執行委員長が召集する。

第22条 前条の規定に拘わらず次の場合は臨時大会を召集する。

1. 中央委員会が必要と認めたとき。
2. 加盟組合の3分の1以上の要請があったとき。
3. 執行委員会が緊急に必要と認めたとき。

第23条 1. 大会の議長と副議長はその都度、代議員の中から選出する。

2. 削除
3. 議事運営については別に定める。細則による。

第24条 次の事項は大会の都度提案されなければならない。

1. 活動報告
2. 会計報告
3. 運動方針と年度計画
4. 年度予算
5. 役員の変更
6. 加盟組合提出議案

第25条 次の事項は大会の議決を得なければならない。

1. 綱領、規約の決定と改廃
2. 役員の不信任と改選
3. 上部団体への加盟と脱退
4. 予算と決算
5. 運動方針と年度計画
6. 組織の解散と合併
7. その他重要な影響を与える事項

第26条 前条の第1号、第6号の決定は代議員の直接無記名投票による過半数の賛成を必要とする。

第27条 代議員は大会に出席して議案を審議し、所属加盟組合の意思を反映させると共に議決権を行使

し、大会決定事項を組合員に周知徹底させ実践する義務をもつ。

第28条 1. 代議員は大会の都度、組合員の直接無記名投票により選出する。

2. 選出比率は各地区協と直属組織を単位として次の比率で選出する。端数は切捨てる。

組合員数 500名まで 25名につき1名。500名をこえ2,000名までの部分 50名につき1名。2,000名をこえ8,000名までの部分 100名につき1名。8,000名以上の部分 200名につき1名。

第3節 中央委員会

第29条 1. 中央委員会は役員と中央委員で構成し、大会から次の大会の統轄機関とする。

2. 中央委員会は議決事項について大会に責任をおう。

第30条 中央委員会は隔月に1回、執行委員会が招集する。

第31条 前条の規定に拘わらず次の場合、中央委員会を招集する。

1. 執行委員会が必要と認めたとき。
2. 中央委員の4分の1以上の要請があったとき。
3. 加盟組合総数の5分の1以上の要請があったとき。

第32条 中央委員の議長はその都度、中央委員の中から選出する。

第33条 次のことは中央委員会で決定する。

1. 疑義を生じた規約の解釈
2. 運動方針にもとづく活動計画
3. この会から脱退する組合の承認
4. 追加更正予算と期間予算
5. 臨時会費の徴収
6. 施行細則とその改正
7. 欠員役員の補充
8. その他必要なこと

第34条 1. 中央委員は地区協毎、直属組織で第2項の比率により選出し定期大会の承認を経て決定する。

2. 組合員数 100名まで
100名をこえ、1,000名までの部分、超過組合員数100名ごとに、ないし50名をこえる端数につき1名。
1,000名をこえ 2,000名までの部分、超過組合員数250名ごとに、ないし125名をこえる端数につき1名。
2,000名をこえ 5,000名までの部分、超過組合員数500名ごとに、ないし250名をこえる端数につき1名。
5,000名以上の部分、超過組合員数1,000ごとに、ないし500名をこえる端数につき1名。

第35条 1. 中央委員会の任期は、定期大会から次期定期大会までとする。

2. 欠員が生じた時は、当該地区協において補選し、中央委員会の承認を得て補充する。補充中央委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 36 条 中央委員は中央委員会に出席し、所属地区協内加盟組合の意思を反映させ、第 33 条に規定する事項を審議し議決権を行使すると共に議決事項について地区協加盟組合に周知徹底させ実践をする義務をおう。

第4節 執行委員

第 37 条 1. 執行委員会は議決機関の決定事項とこの会の一般事務を執行処理する。

2. 執行委員会は総ての執行と処理事項について大会と中央委員会に責任をおう。

第 38 条 1. 執行委員会は会計監査を除く役員で構成し、月1回執行委員長が召集する。

2. 前項の規定にかかわらず、構成員の3分の2以上の請求があったとき、常任執行委員会が必要と認めるときは召集する。

第 39 条 1. 執行委員会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、原則として満場一致制をとるが、やむを得ないときは出席構成員の3分の2以上の賛成によって議決する。

2. 議長は執行委員長が当たり、委任は認めない。

第 40 条 1. 執行委員会の中に三役・各専門部長をもって常任執行委員会を設置し、緊急事項を処理する。

2. 常任執行委員会は処理事項について執行委員会に責任をおう。

第 41 条 1. 執行委員会は第7条2項の義務をもつと共に積極的に決定事項を推進する義務をもつ。

2. 中央委員会の中央委員、または大会の代議員でない役員及び中央委員は、それぞれ中央委員会あるいは大会の会議に出席しなければならない。但し、この場合議決権はない。

第7章 役員

第 42 条 この会に次の役員を置く。

1. 執行委員長 1名。
2. 副執行委員長 若干名。
3. 書記長 1名。
4. 執行委員 若干名。
5. 会計監査 2名。

第 43 条 役員の仕事は次のとおりである。

1. 執行委員長は本会を代表し、すべての業務を統轄する。
2. 副執行委員長は執行委員長を補佐し、事故あるときはその代行をする。
3. 書記長は事務局を主宰し、一般業務を処理する。

4. 執行委員はこの会の仕事をすすめ、専門部を担当する。

5. 会計監査はこの会の会計業務を監査する。

第 44 条 1. 役員を選出は、各地区協と直属組織で夫々候補者を推薦する他、青年部・女性部でそれぞれ1名の候補者を推薦することができ、大会で代議員の直接無記名投票により選出する。

2. 執行委員長・副執行委員長・書記長は、全役員候補の中から候補を挙げ前項の選出と同時にこなう。

3. 本会は顧問を置くことができる。顧問は委員長・書記長など歴任し、本会の発展のため貢献した人を、大会の決議を経て選出し、委託する。

第 45 条 1. 役員の仕事は定期大会から次期定期大会までとする。

2. 役員に欠員が生じたときは、当該地区協・直属組織で候補者を挙げ中央委員会の直接無記名投票により補充する。補充役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第 46 条 1. 役員と書記には別に定める給与規則による手当を支給する。

2. この会は、大会が必要と認めるときは、特別執行委員を任命することができる。特別執行委員は、執行委員会における議決権をもたない。

第 47 条 役員の仕事は別に定める。

第8章 書記局・専門部・業種別部会・特別委員会

第 48 条 1. この会の事務処理のため書記局を設ける。

2. 書記局は書記長・専門部員・書記で構成する。

3. 専門部長は執行委員会の互選で決める。

4. 執行委員会が必要と認めるときは、書記局と専門部に次長制を設ける。

5. 書記は書記長の統轄のもとに決定事項遂行のために活動する。

6. 書記の任免は執行委員会の承認を得て書記長がおこなう。

第 49 条 執行委員会は次の専門部を設ける。

1. 財政部 2. 組織・渉外部 3. 文化厚生部 4. 教育部 5. 調査部 6. 中小企業対策部 7. 削除 8. 争議対策部 9. 機関紙部

第 50 条 執行委員会に次の業種別部会を設ける。

1. 出版流通部会 2. 一般印刷部会 3. 新聞印刷部会 4. 製本部会 5. 写真製版部会 6. 専門紙部会 7. 軽印刷部会 8. その他

第 51 条の1 1. この会の業務活動遂行の上で必要ときは、特別専門委員会を設けることができる。

2. 特別専門委員会の設置・構成・任務・権限に関する事項は、中央委員会で決め、その活動は執行委員

会の統制のもとにおこなう。

第51条の2 この会の青年・女性組合員をもってそれぞれ青年部、女性部をつくる。青年部、女性部の運営は別に定める。

第9章 争議

第52条 1. この会が統一争議をおこなうことを議決したときはただちに闘争委員会を設ける。

2. 闘争委員会は争議期間中の一切の指令・一般業務を執行し、その責任をおう。

第53条 この会でおこなう争議とは、決議機関が統一闘争を議決し、会がもつ争議権によって闘争委員会が指揮統合しておこなう争議をいう。

第54条 1. この会が争議権・妥結権を行使する時は大会で代議員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

2. 大会を開けないときは、全加盟組合の組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

第55条 1. 闘争委員会は、会計監査を除く役員と中央委員会の互選による若干名で構成。執行委員長が闘争委員長に当たる。

2. 闘争委員会は執行委員会と同等の権限をもつ。

第56条 この会の争議期間中、加盟組合は統制と団結を保持するため闘争委員会の指令に従わねばならない。

第57条 この会の争議にやむを得ない理由で参加できない加盟組合は、その組合の正規の機関で決定された不参加理由書を争議決定前に出して闘争委員会の承認を得なければならない。

第58条 この会の争議に参加しない加盟組合の組合員又は代議員は、その争議についての議題の決議権をもたない。

第59条 闘争についての細則は別に定める。

第10章 財政

第60条 1. この会の経費は会費・入会金・寄附金・事業収入その他で賄う。

2. 寄附金の受納は、執行委員会で決める。

第61条 1. 会費は、組合員1人につき月額1860円とし、年間12か月徴収とする。会費は、地区協が徴収して毎月10日までにその月分を納めるものとする。

なお、パート・アルバイトなど非正社員で組織する組合の地連上納組合費は、月額地連会費の4割とする。ただし、労働者供給事業や正社員であって定年退職後再雇用された組合員を除く。

2. 入会金は加盟組合員1人につき500円とする。

3. 納入した会費その他はいかなることがあっても一

切返済しない。

4. 本部は遅滞なく毎月全印総連規約に従い、全印総連会費を納入する。

第62条 加盟組合に特別の事情があると中央委員会が認めたときは、一定期間会費を減額又は免除することがある。

第63条 中央委員会が必要と認めたときは会費の臨時徴収をおこなうことができる。

第64条 この会が争議をおこなうときは一般会計と区分して特別会費を設け、その収支を明らかにしなければならない。

第65条 1. この会の会計年度は、毎年5月1日にはじまり、翌年4月30日に終わる。

2. 本部は毎年定期大会において、前年度の決算報告書を提出し、大会の承認を得ると共に公表しなければならない。

3. 前項の決算報告書には、会計監査の監査を受ける他、別に組合員が委託した職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明書を必要とする。

4. 加盟組合はいつでも地区協を通じ、会計についての一切の記録を調査し説明を求めることができる。

第66条 この会の財産管理と金銭出納はすべて決定された予算に従って、執行委員会の責任でおこなう。

第67条 会計監査は3か月に1回定期的に監査をおこなう他、必要あるときは随時監査をおこない、その結果とそれにもとづく意見を執行委員会及び中央委員会、大会に報告しなければならない。

第68条 その他会計についての事項と旅費は別に定める規則による。

第11章 付則

第69条 この会の業務遂行のため必要とする諸規定細則は、中央委員会の議を経て実施する。

第70条 1. この規約は1961年12月より実施する。

2. 1952年9月4日に定めた規約は同日をもって廃止する。

3. 1962年6月24日改正 第2条、第23条、第28条、第29条、第32条、第34条、第41

条、第44条

4. 1963年6月17日改正 第9条、第20条の2

5. 1964年7月05日改正 第61条の1

6. 1965年7月11日改正 第1条、第55条の2

7. 1966年6月26日改正 第61条の1

8. 1968年6月23日改正 第61条の1

9. 1969年6月29日改正 第26条、第34条の2、第49条、第50条、第51条の2、第54条

10. 1970年6月28日改正 第61条の1

11. 1971年7月04日改正 第61条の1

役員選挙規定

第一章 総 則

第一条

この規定は、組合規約第四十七条によって定める。

第二条

この規定は、執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員、会計監査の選挙に適用される。

第二章 役員選挙委員会

第三条

役員選挙委員会は、執行委員選出地区協各一名の代表によって構成する。

第四条

役員選挙委員会は、執行委員会の要請により開催する。本委員会は単年度を単位として設置し、選挙管理委員会に対して「役員候補者の推薦」を行うことにより、任務を終了する。

第三章 選挙管理委員会

第五条

役員選挙を行うため、大会で選挙管理委員会を設け役員選挙に関する業務を行う。

第六条

選挙管理委員会は、執行委員一名と地区協より各一名の委員をもって構成し、役員選挙に関する一切の業務を取り扱う。

第四章 候補者

第七条

正・副執行委員長、書記長候補者については、各地区協から推薦のあった人を、役員選挙委員会で調整して決定する。

第八条

執行委員候補者については、大会直前の中央委員会で確定した定数に基づいて、それぞれの地区協で決定する。

第九条

会計監査二名の候補者については、大会直前の中央委員会で確定した選出地区協でそれぞれ決定する。

第十条

それぞれが決定した推薦候補者については、大会当日、選挙管理委員会に届け出る。

第五章 選挙方法

第十一条

役員決定については、選挙管理委員会が届出のあった候補者を大会に提案し承認を求める。

第十二条

役員候補者が定員以内の場合には、投票を省略する。

第六章 付 則

第十三条

この規定の変更は、中央委員会で行う。

第十四条

この規定は一九六四年六月十一日から実施する。

12. 1972年7月02日改正 第2条、第2条の2、第4節「個人加盟組合員の組織」第11条の2、第11条の3、第12条の1、同の3第13条の1、同の2、第14条、第15条、第16条第2号、第36条、第44条、第45条、第61条の2(以上は東京出版印刷製本産業労働組合の組織統合による)
13. 1973年6月25日改正 第2条の2、第12条3、第14条、第15条、第5章、第27条、第36条、第61条の1
14. 1974年6月23日改正 第61条の1
15. 1977年7月11日改正 第61条の1
16. 1978年6月25日改正 第61条の1
17. 1979年7月1日改正 第19条の1、第36条、第41条の2、第50条、第61条の1、第67条
18. 1980年6月29日改正 第61条の1
19. 1981年7月26日改正 第61条の1
20. 1982年6月27日改正 第61条の1
21. 1985年10月5日改正 第9条、第46条の2
22. 1986年9月13日改正 第44条の3、第61条の1
23. 1988年10月1日改正 第1条
24. 1989年2月18日改正 第5条
25. 1990年7月21日改正 第44条の1、第61条の1
26. 1994年7月3日改正 第61条の1
27. 1996年6月30日改正 第44条の1、第51条の2、第61条の1
28. 1998年2月7日改正 第1条
29. 2002年7月27日改正 第21条、第3節「地区協議会と直属組織」第9条第11条の2、3、第28条、第34条
30. 2004年7月24日改正 第9条
31. 2006年7月22日改正 第2条
32. 2010年7月24日改正 第1条
33. 2017年7月22日改正 第1条
34. 2020年7月18日改正 第2条、第11条の2、第12条の1、3、第13条の1、2、第11条の3は削除

議事運営委員会規定

第1条 議事運営委員会の任務は、大会の議事が速やかに遂行されるよう進めることを目的とする。

第2条 議事運営委員会の選出に当たっては、大会ごとに執行委員から1名と各地区協から1名を推薦し、代議員の過半数の賛成によって選出する。

第3条 大会において議事に支障が生じた場合は、速やかに議事運営委員会を開催する。

第4条 大会開催の日程・場所については中央委員会で決定する。

第5条 大会の議事内容については、大会直前の中央委員会で提案し、確認をとるものとする。

第6条 議案議事録署名人については大会ごとに執行委員の中から選出し、出席代議員の過半数の賛成によって大会の場で議長より指名する。

第7条 この規定は1985年7月22日から実施する。